

令和3年3月2日

保護者様

輪之内町立福東小学校
PTA会長 牧野 友久
校長 浅野 哲男

PTA規約改正案の意見募集の結果報告について

早春の候、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、PTA活動にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨年11月に実施した、PTA規約改正案の意見募集には、保護者の皆様から多数のご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

このたび役員会において、ご意見とその対応をとりまとめましたので、別紙のとおり、報告させていただきます。なお、今後は、意見募集結果を踏まえ、修正した改正案を4月の定期総会で承認を得る予定です。

【意見集計結果】

	改正項目① (役員定数)	改正項目② (役員選出方法)	改正項目③ (地区委員定数)	その他	合計
ご意見数	0	5	1	5	11

なお、別紙の意見募集結果は、福東小学校ホームページに掲載します。

また、修正した改正案についても資料1から資料5にまとめ、同様にホームページに掲載します。

※福東小学校ホームページ URL → <https://fukuduka.tanpopo.ne.jp/pta/>

※パスワードは不要です。

★ホームページ掲載データ

- 【別紙】 意見募集結果
- 【資料1】 福東小学校 PTA 規約の一部改正についての概要
- 【資料2】 福東小学校 PTA 規約 (案) 全文
- 【資料3】 福東小学校 PTA 役員および各種委員選出基準 (案) 全文
- 【資料4】 福東小学校 PTA 規約新旧対照表
- 【資料5】 「PTA 役員および各種委員選出」の解説と運用

福束小学校 PTA規約改正案の意見募集結果

No.	改正項目	関係条項	ご意見等	ご意見への対応	規約案修正
1	②	規約第8条	規約第8条第3項で「役員の男女割合は半数」とありますが、この年は女性から次の年は男性というように決めるのでしょうか？家庭によって出やすい方が（夫でも妻でも）役員になれたらと思います。現在、会長は男性がされているようですが、この時代どちらでもよいのではないのでしょうか。	ご意見のとおり、規約第2条にある目的（父母が協力して児童の幸福な成長を図る）にもあるように夫婦どちらかを問わず選ぶことが理想だと考えます。 今回の改正案では、「原則半数」とし、必要に応じて男女割合の増減に対応できるものとなりましたが、今後、役員会で議題にあげて検討していく予定です。なお、役員は職務で外郭団体の委員を兼任しており、現在のところ女性限定の委員が年に2名必要です。また、外郭団体は学校とは別組織で、学校PTAと活動が重複しないため、例外で役員の配偶者が就くことができる（夫婦で協力できる）としました。	無
2	②	規約第10条	規約第8条で「役員任期は2年間で1年ごとに3名を改選する」とあるのに、第10条で「毎年第5、6学年の正会員により3名選出、ただし第6学年は次子が在籍する者に～」との部分に矛盾を感じます。第5学年より3名選出にすれば、2年任期なのでちょうど良いのではないのでしょうか。 また、第5学年よりと書きましたが、これも立候補者が少ない場合ということにして、第2子以降はどの学年でも可とすれば、各家庭の都合の良い時期に立候補できていいのではないのでしょうか。	高学年が主導して学校活動をより良いものにするという考えは、児童も保護者も同じという観点から、第5、6学年選出の改正案としました。 一方で、昨今の少子化により第5学年のみでは十分な候補者が確保できない年度も予想されるため、対象を第6学年にも広げたものです。	無
3	②	規約第10条	規約第10条に5,6年生の正会員より選出するとあるが、「新5、6年生」なのか「現5、6年生」なのか、どちらとも読みとれる表現なので改めるべき	役員および各種委員の選出は、毎年4月の定期総会の承認をもって決定するため、4月時点の学年が対象になります。 細則の一部分については、ご意見のとおり誤解を招く可能性があるため、修正します。	有
4	③	規約第11条	規約第11条に「地区委員は、各地区1名または2名」とあるが、1名のみにしたほうが良い。各委員選出の際に、役職経験があるという理由で選出逃れの口実になるので、下手に役職経験者を増やすべきではない。	地区委員の定数は、1名を基本とし、地区の事情にあわせて2名も可とする解釈です。（別冊「解説と運用」参照） なお細則第4条のとおり、本部役員の互選の選出要件に地区委員（副）の経験は含まれません。	無
5	②	細則	選出基準（案）は、R3年4月施行予定となっているが、現在の選出基準でいくと次年度の交通委員長は選出されることになるのでは？（交通委員長は令和3年4月で廃止する旨の規約等の改正がなされているのか） 時系列として選出基準（案）の施行予定日は令和3年度で正しいのか。	令和2年12月1日付け配布文書「福束小学校PTA規約改正の施行スケジュールについて」のとおりです。	無
6	②	細則第4条	規約第10条に、「6年生の正会員は、次子が次年度に在籍する者に限る」とあるが、子供が一人の親は5年生時に役員に選出されなければ、6年生時には選出されることはないの、子が二人以上いる親と比べて優遇されている。むしろ、子供が一人の親が5年生時に優先的に選出される等しないと、「公平な選出」とはいえない。	役員、各種委員の選出方法について、公平性の確保は非常に重要であり、またその解釈は保護者にとって様々だと思います。 いただいたご意見は、次回以降の役員会の議題にあげて検討します。	無

福束小学校 PTA規約改正案の意見募集結果

No.	改正項目	関係条項	ご意見等	ご意見への対応	規約案修正
7	—	規約第10条	役員等の選出は家族単位でしょうか。 過去に父が本部役員であった場合、母の役職履歴は「0」で家庭内でも父・母個々でカウントとなるのでしょうか。 父が現本部役員の場合、母は別で各種委員（地区、学級三役）をやらなければならないのでしょうか。	ご意見は、今回の改正項目に含まれる内容ではありませんが、役職履歴は、従来から家族単位で扱われています。 規約第5条第1項に正会員は、「学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者」とあります。夫婦どちらとも正会員なので、同時に委員に就くことは可能ですし過去に事例もあります。また夫婦の委員履歴も従来から同一でカウントされています。	無
8	—	細則第6条	数年前の役員決めの際に、地区の保護者から「中学のPTA役員をやった場合も小学校PTA役員は免除」という主張がなされ話し合いがもめました。 小学校PTAの役員決めに中学校の役員が関係するの統一していただきたいです。	ご意見は、今回の改正項目に含まれる内容ではありませんが、従来の規約では、「中学校の役員経験」は免除の要件になっていません。 なお、いただいたご意見は、次回以降の役員会の議題にあげて検討します。	無
9	—	細則第6条	規約に本部役員の免除の要件がしっかり記載されていれば納得がいきますが、数年前の役員決めで、多国籍を理由に免除されている方がいた。	ご意見は、今回の改正項目に含まれる内容ではありませんが、従来の規約では、「国籍」は免除の要件になっていません。 なお、いただいたご意見は、次回以降の役員会の議題にあげて検討します。	無
10	—	細則第6条 第7条	本部役員や委員長を務めた場合の免除期間の期限を設けた方が良いと思います。（例：4年間は免除を認めるなど） 地区の役員決めで「過去に役員を経験した」という理由で地区懇談会に欠席する方がみえました。少なくとも5年以上は役をやっていないようです。	今回の改正項目に含まれる内容ではありませんが、いただいたご意見は、次回以降の役員会の議題にあげて検討します。	無
11	—	細則第7条	学級三役についてですが、中学校の学級委員を選出するときに小学校の本部役員任期中は学級委員は免除されています。（規約には記載されていません） 小学校の学級三役を選出する際にも中学の本部役員任期中は免除するなどしてもらえませんか。立候補などで決まればいいですが、いない場合、学級三役をやっていないため対象者になります。 個人にかかる負担も大きいためそのあたりの配慮をお願いしたいです。保護者さんの中には中学校と小学校は関係ないと言われる方もいるので。	今回の改正項目に含まれる内容ではありませんが、いただいたご意見は、次回以降の役員会の議題にあげて検討します。	無